



平成19年4月25日

各 位

会 社 名 共同印刷株式会社
代表者名 代表取締役社長 稲木歳明
(コード番号 7914 東証第1部)
問合せ先 専務取締役 谷 公明
(TEL. 03-3817-2525)

会社の支配に関する基本方針および 当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定し、さらに、平成19年6月28日開催予定の当社第127期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）にて、株主の皆様より承認、可決されることを条件に、当社の企業価値の向上および株主共同の利益の実現に反すると判断される当社株式の大量買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）について、その具体的な内容を決定いたしましたのでお知らせいたします。

なお、本プランの具体的な内容を決定いたしました取締役会には、当社監査役全員が出席し、いずれも本プランの具体的な運用が適正に行われることを条件として、本プランに賛成する旨の意見を述べております。

記

I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様ご自身の自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付提案またはこれに類する行為を強行する動きが顕在化しています。こうした大量買付の中には、対象会社の企業価値および株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、さまざまな企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならないと考えております。従いまして、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

II 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社の企業価値の向上および株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、今般決定しました上記 I の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。

この取組みは、上記 I の基本方針の実現に沿うものと考えております。また、この取組みは当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

1. 経営理念・経営ビジョンについて

当社は、明治・大正期に出版文化を築いた博文館の印刷工場として、1897年に創業しました。以来、印刷事業を通じて文化の発展に貢献したいという企業精神は脈々として今日まで継承されております。受注産業としてお客様の声を聞くことを大切にし、お客様のニーズの変化に積極的に応えることにより、出版印刷・商業印刷のみならず包装や建材などの生活資材にまで事業領域を拡大し、現在の総合印刷業としての地位を確立しました。

当社の企業価値の源泉は、長い歴史の中で培われた企業文化、長期に渡る取引の中で勝ち取ったお客さまの信頼、お客様のニーズを形にするための高いノウハウと技術を持つ従業員の存在、そして株主の皆様や取引先、地域社会等のステークホルダーとの間に良好な関係を築き、事業の継続・発展を支えていただいたこと等にあります。当社および当社グループは「印刷事業を核に生活・文化・情報産業として社会に貢献する」という経営理念のもと、これら企業価値の源泉を強化・発展させることにより、企業価値および株主共同の利益を向上させるべく経営努力を積み重ねております。

平成17年には、この経営理念に基づいてグループ経営ビジョン「Kyodo Spirit 2005－新しい視点・新しい行動－」を制定し、当社および当社グループがめざすべき企業像を明確にしました。

Kyodo Spirit 2005－新しい視点・新しい行動－

印刷関連市場で培った企業力を活かし、あらゆる関係者から評価され信頼されるとともに、社員にとって働く魅力あふれた躍動的な企業グループをめざします。

- ・高品質な製品の提供と提案型営業、新製品開発の積極的な推進により、受注拡大に努め成長性を高めます。
- ・継続的なコストダウンの実現により収益性を高めます。
- ・事業領域を見直し、組織や業務の効率化を進めることで、経営資源の有効活用と経営基盤の充実に努めます。
- ・顧客満足度の向上を通じ市場評価を高めるとともに、企業の社会的責任を積極的に担うことで企業価値の向上を実現します。

2. めざすべき企業像実現のための取組み

上記企業像実現のため当社および当社グループは、中期経営計画に基き積極的な経営施策を実行しております。

出版印刷、商業印刷部門においては、印刷メディアが成熟する中であって、電子メディアに置き換えることができない印刷物ならではの魅力を多彩にすることで、お客さまへの提案力を

強化し、成長性の向上をめざしております。品質向上、納期短縮、コストダウン等の基本的な努力に加え、電子メディアと印刷物の融合のための技術開発を進めてさまざまなサービスを提供するとともに、情報技術を駆使して印刷周辺の受託業務への参入を図っております。昨年11月にはデータプリント事業の生産拠点拡充のため、京都工場を竣工しました。また、今年3月にはデジタルスタジオの建設に着手、9月末に竣工させ、カタログ印刷等の受注拡大のためのソフト面の機能を強化します。ICカードについても需要の拡大に対応して設備投資を継続し、特に発行業務の生産力を増強して収益の拡大をめざしております。

生活資材部門においては、既存事業で培ってきた材料加工技術をもとに機能性材料を開発し、応用製品を展開することで新規事業を創出します。昨年12月には開発製品の迅速な事業化などを目的として新規事業推進部を設置しました。

事業効率を高めるため、M&Aや合併事業なども積極的に展開しております。昨年10月には株式会社コスモグラフィックの株式を取得し子会社化しました。同社の製版における高い技術力と生産能力を当社保有技術と融合させ、生産力の拡大を図ります。また今年1月にはタイ国において合併会社を設立しました。子会社であるKyodo Printing Co (S'pore) Pte Ltd (シンガポール)と連携し、欧州・米国・豪州の出版社を中心にした海外市場での受注拡大を図るとともに、タイ国内向けに高品質な印刷・製本サービスを提供してまいります。

3. コーポレート・ガバナンス強化等の取組み

当社は、企業価値および株主共同の利益を持続的に向上させるためには、経営の効率性、健全性、透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを充実させることが重要であると考えております。

当社の取締役会は執行、監督機関として定例取締役会を月1回開催し、重要事項の決定および業務執行状況の監督を行っております。さらに常務取締役以上を中心に構成される常務会を週1回開催し、審議の機動性を高めております。また、経営ビジョン策定と同時に、常務会を補完する機関として取締役を中心に構成する戦略会議を設置し、月2回の会議で部門横断的な経営課題の解決や全社戦略構築の議論を行っております。

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は社外監査役2名を含む4名で構成されております。月1回の定例監査役会を開催するほか、取締役会への出席や重要書類の閲覧などを通じ、取締役の業務執行の監査と経営に関する助言を行っております。

内部監査については、業務執行機関と分離独立した部門として監査部を設置しております。内部監査委員会と連携し、経営諸活動の遂行状況を点検、評価する内部監査を、部門ごと、テーマごとに行っております。

当社は企業の社会的責任を果たすことが、企業価値向上の基本的な要件だと考えております。平成15年に制定した「企業行動憲章」「倫理綱領」のもと、担当役員を委員長とする企業倫理委員会による活動によって全社的なコンプライアンス体制を一層強化してまいります。環境面では、「グループ環境方針」に基づき、豊かな循環型社会の実現に貢献しております。一昨年9月の当社全事業所での環境マネジメントシステムISO14001認証取得に続き、今後はグループあがての取得を推進します。個人情報保護の面では本年1月に地方工場を含めた全社でプライバシーマークの認定を取得しました。今後はグループ全体での認定取得職場の拡大に取り組めます。

その他、「Bright Women Support Plan」や「KPすくすく育児プラン」等の施策により、女性の能力発揮支援や積極的登用、男性の育児参加支援に取り組み、多様な価値観を持つ社員が活躍できるための環境を整備し、柔軟で力強い企業体質の実現をめざしております。

これらの取組みにより株主の皆様をはじめさまざまなステークホルダーとの信頼関係をより強固なものにし、企業価値の継続的な向上をめざしてまいります。

Ⅲ 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

1. 企業価値の向上および株主共同の利益の実現

（1）企業価値の向上および株主共同の利益の実現に反する株式の大量買付行為の存在

以上のとおり、当社においては、企業価値の向上および株主の皆様の共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、近年の資本市場においては、株主の皆様に必要な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意などのプロセスを経ることなく、突如として株式の大量買付を強行するといった動きが顕在化しています。

もとより株式の大量買付は、たとえそれが対象である企業の取締役会の賛同を得ないものであっても、当該企業の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上および株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような買付の中には対象である企業の資産を切り売りする企業解体的な買付けや短期的売買利益取得目的の買付け、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付けなど、企業価値および株主共同の利益を著しく損なうことが明白ないわゆる「濫用的買収」も現に存在しています。

また、当社は、前述の通り、長年築いてきたお客さまとの信頼関係を維持・発展させていくことをはじめ、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を継続することが、当社の中長期的な企業価値の向上を通じて株主の皆様の共同の利益に繋がるものであることを確信しております。当社株式の大量買付を行う者がこれらのことを十分理解し、中長期的に確保、向上するのでなければ、当社の企業価値および株主共同の利益は毀損されることとなります。

（2）本プラン導入の必要性

当社の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様に自由に取引いただいています。したがって、株式の大量買付の提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであります。

当社としては、上記（1）のような状況下でかかる大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであるか否か、株主の皆様適切に判断していただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。

さらに、株主の皆様にとっても、大量買付行為が当社に与える影響や、当社のお客さま、取引先、従業員その他ステークホルダーとの関係についての方針を含む、当該大量買付者の当社経営への参画時における経営方針、事業計画などの内容に関する情報は、継続保有を検討する際の重要な判断材料となります。また、当社取締役会が大量買付行為に対する意見を開示し、必要に応じ代替案を提示することにより、当該株主の皆様は、双方の方針、意見などを比較考量することで、大規模買付行為の提案に応じるか否かを適切に判断することが可能となります。

当社取締役会は、このような考え方に立ち、以下のとおり本プランを設定いたしました。大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、および大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうことが明白であると判断される場合の対抗措置を定めています。

なお、現時点において、当社は大量買付に関する提案を受けている事実はありません。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、買付者または買付提案者（以下「買付者等」といいます。）が当社株式の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けまたはその提案（以下「買付け等」といいます。）を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない買付け等がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該買付け等が当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するものであると判断される場合には、かかる買付け等に対する対抗措置として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①買付者等およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに買付者等およびその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項が付されており、

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該買付者等の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、最大 50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの導入手続

①定時株主総会における承認

本プランの導入については、株主の皆様意思を反映するため、本定時株主総会における決議により以下の点につきご承認いただくことを条件とします。

- a. 会社法第278条第3項但書の規定に基づき、当社定款第14条に「新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。」との規定を新設することをご承認いただきます。
- b. 上記a. による変更後の当社定款第14条の規定に基づき、本プランに従って新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただきます。

②独立委員会の設置

本プランに基づき対抗措置を発動するか否かは、最終的には当社取締役会により決定されますが、当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置いたします。

独立委員会は、買付者等に対し、買付け等に関する情報の提供を事前に求め、当該買付

け等についての情報収集およびその検討を行う期間を確保し、必要に応じて直接または間接に買付者等との協議、交渉等を行います。かかる検討に基づき、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置を発動すべきか否かについて勧告を行います。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動について決定します。

なお、本プラン導入当初の独立委員会の委員は、別紙1記載の各氏を予定しております。また、独立委員会規則の概要につきましては、別紙2をご参照ください。

(3) 本プランの発動に係る手続

①対象となる買付け等

本プランの対象となる買付け等は、

- i 当社の株券等¹の保有者²が保有³する当社の株券等に係る株券等保有割合⁴の合計
- ii 当社の株券等⁵の公開買付者⁶が所有⁷しまたは所有することとなる当社の株券等および当該公開買付者の特別関係者⁸が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合⁹の合計

のいずれかが、20%以上となる者（以下「特定株式保有者」といいます。）または特定株式保有者に該当すると当社取締役会が判断する者による買付け等とします。

1. 証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
2. 証券取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。
3. 証券取引法第27条の23第4項に規定する保有をいいます。以下同じとします。
4. 証券取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。
5. 証券取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下iiにおいて同じとします。
6. 証券取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいいます。以下同じとします。
7. 証券取引法第27条の2第1項に規定する所有をいいます。以下同じとします。
8. 証券取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
9. 証券取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

②本プランの公表および買付者等に対する情報提供の要求

当社は、本プランを株式会社東京証券取引所において公表するとともに、当社のホームページ（<http://www.kyodoprinting.co.jp/>）に本プランを掲載いたします。

上記①に定める買付け等に該当する可能性のある買付け等を行う買付者等には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付け等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、買付けの内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）を記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む買付提案書を提出していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供す

るものとし、これを受けて独立委員会は、買付提案書受領後10日以内に、当該買付提案書の記載内容が本必要情報として十分であるか否かを判断し、不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定め、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

- a. 買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。）
- b. 買付け等の目的、方法および内容（買付け等の対価の額および種類、買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性ならびに買付け等の実行の可能性等を含みます。）
- c. 買付け等の価格の算定根拠（算定の前提となる事実および仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付け等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）
- d. 買付け等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- e. 買付け等の後の当社グループの経営方針、経営者候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策
- f. 買付け等の後の当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
- g. その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付け等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付提案書および本必要情報の提出を求めべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記③および④に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

③独立委員会の検討手続

独立委員会は、買付者等から提出された買付提案書および独立委員会が追加提出を求めた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対して、独立委員会が定める期間内（原則として60日を上限とします。）に買付け等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他独立委員会が必要と認める情報および資料を提示するよう要求することがあります。

独立委員会は、買付者等から提出された買付提案書の記載内容が本必要情報として十分であると判断した場合（買付者等による情報提供が不十分であるとして独立委員会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、独立委員会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合を含みます。）、直ちにその旨を買付者等に通知（以下「検討開始通知」といいます。）し、株主の皆様に対する情報開示を、法令および当社が上場する証券取引所の規則等に従って適時・適切に行います。独立委員会は、原則として当該買付者等による買付け等が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全株式の買付け等の場合には検討開始通知の日付から60日以内、その他の方法による場合は90日以内（以下「独立委員会検討期間」といいます。）に、買付け等の内

容の検討、当社取締役会による代替案の検討ならびに買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集および比較検討等を行います。

また、独立委員会は、必要があれば、直接または間接に当該買付者等と協議、交渉等を行うことにより、買付提案の内容の正確な理解および必要に応じて修正の要求に努め、中立かつ公平な観点から慎重に検討を行います。さらに、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。

④独立委員会における判断

上記の検討手続を経て、独立委員会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを実施すべきか否かを、当社取締役会に対して勧告します。また、独立委員会は、買付者等から買付提案書が提出された事実および本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行います。

i 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続を遵守しなかった場合、または買付者等の買付け等の内容の検討および買付者等との協議、交渉等の結果、当該買付者等の買付提案が濫用的買収¹に該当すると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了にかかわらず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

1. 濫用的買収の類型は次のとおりです。

- i 高値買取要求を狙う買収
- ii 重要な資産・技術情報等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に買付者等の利益実現を狙う買収
- iii 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用する買収
- iv 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的に高配当をさせるか、一時的に高配当による株価急上昇の機会を狙って高値の売り抜けを狙う買収
- v 株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収
- vi 前各号の他、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合であり、かつ当該時点で対抗措置を発動しない場合には、企業価値および株主共同の利益の著しい毀損を回避することができないかまたはそのおそれがあると判断される買収

ii 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付け等の内容の検討および買付者等との協議、交渉等の結果、当該買付者等の買付提案が濫用的買収に該当しないと判断した場合、または当社取締役会が独立委員会から要求されたにもかかわらず所定の期間内に意見、情報または資料を提示しない場合には、独立委員会検討期間の終了にかかわらず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

iii 独立委員会が本プランの延長を行う場合

なお、独立委員会は、当初の独立委員会検討期間終了時まで、上記の勧告を行うに至らない場合には、買付け等の内容の検討ならびに買付者等との協議および交渉に必要とされる合理的な範囲で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行うことが

あります。この場合、独立委員会は、独立委員会検討期間を延長するに至った理由、延長期間その他独立委員会が適切と認める事項について、当該延長の決議後速やかに、情報開示を行ったうえで、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努力するものとします（なお、当該期間延長後、再延長を行う場合においても、同様の手続によるものとします。）。

⑤当社取締役会による本新株予約権の無償割当ての実施に関する決定

当社取締役会は、上記④の独立委員会の勧告後直ちに、かかる勧告を最大限尊重したうえで、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施に関する決定を行います。

当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての不実施の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を買付者等に通知（以下「不実施決定通知」といいます。）し、株主の皆様に対する情報開示を行います。買付者等は当社取締役会から不実施決定通知を受領した日の翌営業日から、買付け等を行うことが可能となります。

⑥独立委員会による再検討

独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当てを実施すべきか否かについて勧告した後であっても、当該勧告の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、再度審議および決議を行い、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当ての実施、本新株予約権の無償割当ての中止および本新株予約権の取得に関する勧告を行うことができます。

独立委員会により新たに勧告がなされた場合、当社取締役会は、最新の勧告を最大限尊重したうえで、本新株予約権の無償割当ての実施、本新株予約権の無償割当ての中止および本新株予約権の取得に関する決定を行います。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を買付者等に通知し、株主の皆様に対する情報開示を行います。

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要（詳細は別紙3新株予約権の要項をご参照ください。）

本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権者に対して当社普通株式1株が交付されます。

ただし、買付者等およびその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとされています。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で買付者等および関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。さらに、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

なお、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本定時株主総会による本プランに基づく本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、平成 22 年 3 月期に関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任を撤回する旨の決議が行われた場合または②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会の決議による委任の範囲内において、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに公表いたします。

3. 株主の皆様への影響

（1）本プランの導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

（2）本新株予約権無償割当て実施により株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式 1 株につき 1 個の割合で本新株予約権が無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する株式の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記（3）③記載の手続により、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、本新株予約権の要項に従い行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、その保有する株式 1 株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止または無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、1 株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1 株あたりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

（3）本新株予約権無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続等

①名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決定した場合には、当社は、本新株予約権の割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権が割り当てられま

すので、名義書換を済まされていない株主の皆様におかれては、割当期日までに速やかに保有する株式に係る名義書換手続を行っていただく必要があります。証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。なお、割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、申込みの手続を経ずに当然に本新株予約権者になります。

②本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項ならびに株主ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株（対象株式数の調整があった場合には、調整後の株数）の当社普通株式が発行されることとなります。

③当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が定める日をもって、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株式保有者等でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当て方法、名義書換方法、行使の方法および当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が決定された後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

IV 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由）

本プランは、以下の理由により、上記Ⅰの基本方針の実現に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性確保の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所が平成18年3月7日に発表した「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等に伴う株券上場審査基準等の一部改正について」およびこれに伴って改正された同取引所の諸規則の趣旨に合致したものです。

2. 企業価値の向上および株主共同の利益の実現を目的として導入されていること

本プランは、上記Ⅲ記載のとおり、当社株券等に対する買付け等がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値を向上させ、株主共同の利益を実現することを目的として導入されるものです。

3. 株主意思を重視するものであること

本プランは、導入にあたり株主の皆様のご意思を適切に反映させる機会を確保するため、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として導入します。本定時株主総会において定款変更案または本プランに従った新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限を当社取締役会に委任する議案のいずれかが承認されない場合、本プランは導入されません。さらに、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任を撤回する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの導入だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

4. 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置します。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社と特別な利害関係のない有識者に該当する委員3名以上により構成されます。各委員は当社との間で、善管注意義務を負うこと等を定めた覚書を締結します。実際に当社株券等に対して買付け等がなされた場合、独立委員会は独立委員会規則に従い、当該買付け等が当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するか否かを判断したうえで、当社取締役会による本新株予約権無償割当ての実施・不実施等に関する勧告を行い、当社取締役会にかかる勧告を最大限尊重したうえで本新株予約権無償割当ての実施または不実施等を決定します。

このように、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づいて決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランの発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適宜株主の皆様へ情報開示を行うこととされており、当社の企業価値および株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ 2（3）に記載のとおり、予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

6. 第三者専門家の意見の取得

本プランは、上記Ⅲ 2（3）③に記載のとおり、買付者等が出現した場合、独立委員会が、当社の費用で、独立した第三者の助言を得ることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正性および合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

7. デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ 2（5）に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとしており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

(別紙1)

独立委員会委員の氏名

本プラン導入当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

望月 三朗（当社社外監査役）

略 歴： 昭和40年4月 株式会社第一銀行入行
平成5年6月 株式会社第一勧業銀行本店審議役
平成8年9月 同行退職
東京ファッションタウン株式会社取締役管理本部長
平成12年6月 当社監査役（現任）

宮澤 邦夫（当社社外監査役）

略 歴： 昭和28年5月 弁護士登録
第一東京弁護士会所属
昭和41年～昭和44年 最高裁判所司法研修所教官
昭和53年4月 第一東京弁護士会 常議員会議長
平成9年6月 当社監査役（現任）

若林 茂雄

略 歴： 昭和57年4月 弁護士登録
平成元年1月 岩田合同法律事務所入所
平成8年7月 ニューヨーク州弁護士登録
平成11年7月 エスジー債権回収株式会社（現SMB Cローン債権回収株式会社）取締役（現任）
平成14年～平成17年 最高裁判所司法研修所教官（民事弁護担当）
平成15年6月 大倉三幸株式会社（現新生紙パルプ商事株式会社）監査役（現任）
平成16年6月 新キャタピラー三菱株式会社監査役（現任）
平成16年12月 司法試験考査委員（民法担当）

(別紙2)

独立委員会規則の概要

第1条 当社は、当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策、以下、「本プラン」という。）の導入に伴い、独立委員会を設置する。独立委員会は、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての実施または不実施に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性および中立性の確保に資することを目的とする。

第2条 独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、概要以下の条件を満たした者の中から選任する。選任された委員は、就任にあたり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結する。

- ① 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下、併せて「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ。）または監査役（社外監査役は除く。以下同じ。）等となったことがない者
 - ② 現在または過去における当社等の取締役または監査役の一定範囲の親族でない者
 - ③ 当社等と現に取引のある金融機関において、過去3年間取締役または監査役等となったことがない者
 - ④ 当社等との間で一定程度以上の取引がある取引先において、過去3年間取締役または監査役等となったことがない者
 - ⑤ 当社等との取引先でなく、当社等との間に特別の利害関係のない者
 - ⑥ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者）
- 2 委員の選任および解任は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。
- 3 委員の任期は、平成19年3月期定時株主総会の終結の時（ただし、本プランの期間中に選任された委員については、選任の時）から、平成22年3月期定時株主総会の終結の時までとする。

第3条 独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。

- ① 買付提案の内容が濫用的買収に該当するか否かの決定および本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
- ② 本新株予約権の無償割当ての中止および本新株予約権の取得
- ③ ①および②のほか、買付提案の修正の要求、独立委員会検討期間の延長等、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項の決定
- ④ 本プランに関して取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ⑤ 取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

第4条 独立委員会の決議は、原則として委員の全員が出席し、出席委員の過半数をもって行う。

第5条 独立委員会は、審議および決議を行うにあたり、買付者等や買付提案の内容等の検討に必要な情報（以下「本必要情報」という。）を取得するよう努め、提供された情報が不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求めるとともに、直接または間接に当該買付者等と協議、交渉等を行うことにより、買付提案の内容の正確な理解および必要に応じた修正の要求に努め、中立かつ公平な観点から慎重に検討を行う。

2 独立委員会は、取締役会に対して、買付者等の買付け等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他独立委員会が必要と認める情報および資料を一定の期間（原則として60日を上限とする。）内に提示するよう要求することができる。

第6条 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

第7条 各委員は、買付け等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。

第8条 取締役会は、独立委員会が審議を行うにあたって必要であると認める場合には、取締役1名が独立委員会に出席し、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。

第9条 独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由およびその根拠を説明しなければならない。

第10条 独立委員会は、買付者等から買付提案書が提出された事実および本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で株主への情報開示を行わなければならない。

(別紙3)

新株予約権の要項

1. 割当対象株主

本要項記載の新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個の割合で、新株予約権を割り当てる。

2. 発行する新株予約権の総数

割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める日とする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類および数

① 新株予約権の目的である株式の種類

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

② 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株とする。

ただし、第5項により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。

5. 新株予約権の目的である株式の数の調整

① 当社が、新株予約権の割当期日後、当社株式の分割もしくは併合または合併もしくは会社分割等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。

② 対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨およびその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数およびその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知または定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知または公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

6. 新株予約権の払込金額

無償とする。

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。

8. 新株予約権の行使期間

新株予約権の割当期日から120日以内で、新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める期間とする。ただし、第10項に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当社が当該取得を通知または公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使すること

はできない。行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。

9. 新株予約権の行使の条件

- ① 本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。
 - a. 「特定株式保有者」とは、
 - I 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計
 - II 当社の株券等の当該公開買付者が所有しまたは所有することとなる当社の株券等および当該公開買付者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計のいずれかが、20%以上となる者をいう。
 - b. Iにおいて「株券等」とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。IIにおいて「株券等」とは、証券取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。
 - c. 「保有者」とは、証券取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。以下同じ。
 - d. 「保有」とは、証券取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。以下同じ。
 - e. 「株券等保有割合」とは、証券取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。以下同じ。
 - f. 「公開買付者」とは、証券取引法第27条の3第2項に規定する公開買付者をいう。以下同じ。
 - g. 「所有」とは、証券取引法第27条の2第1項に規定する所有をいう。以下同じ。
 - h. 「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。以下同じ。
 - i. 「株券等所有割合」とは、証券取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。以下同じ。
- ② 以下に定める者は新株予約権を行使することができない。

特定株式保有者、その共同保有者（証券取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）、もしくはその特別関係者またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配されもしくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者
- ③ 適用ある法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、所定の手続の履行もしくは所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足またはその双方（以下「現地法手続要件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該現地法手続要件がすべて履行または充足されたと当社が認めた場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる現地法手続要件については、当社はこれを履行または充足する義務は負わない。また、当該管轄地域に所在する者が新株予約権を行使することが法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができないものとする。

- ④ 上記③にかかわらず、米国に所在する者は、
- I 当社に対し、自らが米国1933年証券法ルール501 (a) に定義する適格投資家 (accredited investor) であることを表明および保証し、
かつ
- II その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売を株式会社東京証券取引所における普通取引 (ただし、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。) によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとする。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションDおよび米国州法に係る手続または条件を履行または充足するものとする。
- なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記 I および II を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使をすることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができないものとする。
- ⑤ 上記②ないし④の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。
- ⑥ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

10. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日 (但し、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日) の翌日以降、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。
- ② 当社は、会社法第274条第1項および第2項に規定される当社取締役会の決定により、第8項の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、第9項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。

11. 新株予約権の行使または当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使

当社が定める基準日後に、新株予約権の行使または当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。

12. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。

なお、譲渡人が日本国外に所在する者であって、第9項の③および④の規定により新株予約権を行使することができない者であるときは、当社取締役会は、以下の事由等を勘案して上記承認をするか否かを決定するものとする。

- ① 当該管轄地域に所在する者による新株予約権の全部または一部の譲渡に関し譲渡人および譲受人が作成し署名または記名捺印した確認書 (下記②ないし④についての表明保証条項、補償条項および違約金条項を含む。) が提出されていること
- ② 譲受人が第9項の②に定める者に該当しないことが明らかであるか

- ③ 譲受人が当該管轄地域に所在せず、当該管轄地域に所在する者のために譲受しようとしている者ではないことが明らかであるか
 - ④ 譲受人が上記②に定める者のために譲受しようとしている者ではないことが明らかであるか
13. 合併、会社分割、株式交換または株式移転の場合における新株予約権の交付およびその条件
新株予約権の無償割当てに係る取締役会決議において当社取締役会が決定する。
14. 新株予約権証券の不発行
新株予約権証券は、発行しない。
15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金は、行使価額の全額とし、資本準備金は増加しないものとする。
16. 新株予約権の行使請求および払込の方法
新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日等の必要事項ならびに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載してこれに記名捺印した上、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類ならびに会社法、証券取引法およびその関連法規（日本証券業協会および本邦証券取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を第8項に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。
17. 新株予約権行使の効力発生時期等
新株予約権の行使の効力は、第16項の行使請求書および添付書類が行使請求受付場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が指定口座に入金された時に生じるものとする。
18. 法令の改正等
新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正または廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正または廃止の趣旨および文言を勘案の上、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

以 上

(ご参考)

I 当社株式の状況（平成 19 年 3 月 31 日現在）

1. 発行可能株式総数 3 億 6,080 万株
2. 発行済株式総数 9,014 万 8,592 株 （自己株式 51,408 株を除く）
3. 株主数 7,107 名
4. 大株主（上位 10 社）

株主名	当社への出資の状況	
	持株数（千株）	出資比率（%）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	9,336	10.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （退職給付信託口・大日本インキ化学工業株式会社口）	8,541	9.48
東京インキ株式会社	5,100	5.66
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2,924	3.24
株式会社みずほ銀行	2,831	3.14
朝日生命保険相互会社	2,500	2.77
東洋インキ製造株式会社	2,169	2.41
共同印刷従業員持株会	1,642	1.82
中央三井信託銀行株式会社	1,482	1.64
エスジーエスエス エスジービーティー ルクス （常任代理人 香港上海銀行東京支店）	1,428	1.58

II 大量買付行為開始時のフローチャート

当社株式の大量買付行為開始時のフローチャート

